解散公告

当社は、平成二十五年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

滋賀県大津市日吉台一丁目二八番一〇号

株式会社シベット

代表清算人　田中　俊彦

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

京都府長岡京市馬場二丁目四番七号

西部環境開発株式会社

代表清算人　林　繁光

解散公告

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

大阪市北区曽根崎新地一丁目五番四号

株式会社アークスタモン

代表清算人　大門　恒之

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

島根県出雲市灘分町六九五番地

有限会社旭キャスト

清算人　池淵　陽志

解散公告

当法人は、特定非営利活動促進法第三十一条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

広島県広島市安佐南区八木一丁目一五番五号

特定非営利活動法人日本能力開発推進協会

代表清算人　横田　正隆

解散公告

当法人は、平成二十五年十二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

鹿児島市伊敷一丁目一三番一一号

一般社団法人港プロパティー

代表清算人　奥村　佳史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

茨城県土浦市手野町二〇五八番地

財団法人手野大正共励社

代表清算人　入江よしの

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

千葉市中央区新宿町二丁目一一九番地

社団法人千葉県電気協会

代表清算人　安田　敬一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都文京区本郷四丁目一二―一六　一〇八号

財団法人カナモジカイ

代表清算人　渡邊　恵

解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第一項第二号の規定に基づき平成二十五年十二月五日付けで解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

福井県福井市北今泉町第一六号九番地

清算法人福井今泉土地改良区

清算人　嶋屋　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

山梨県甲府市徳行三丁目五番六号

社団法人ボーイスカウト山梨連盟

代表清算人　鶴田　和雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町三三八河原町丸太町ビル三階

財団法人京都国際文化交流財団

代表清算人　金井　孟

解散公告（第一回）

当社は、平成十四年二月十八日大阪地方裁判所の破産宣告を受け解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

大阪府大阪市西成区鶴見橋二丁目一〇番二三号

株式会社葵和

代表清算人　木村　真也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十七日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

和歌山県海草郡紀美野町菅沢六番地

財団法人紀美野町ふるさと公社

代表清算人　小川　裕康

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月二十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

和歌山県和歌山市二筋目一番地

医療法人徳和会

清算人　徳田　哲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

島根県松江市外中原町一九四番地

財団法人清光天心育英会

代表清算人　山本　隆志

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

香川県高松市西の丸町九番一〇号

社団法人四国運輸協会

代表清算人　山地　克己